

説明会当日 Q & A
(2019年12月20日, 26日)

Q&A① (2019年12月20日 説明会当日 (第1部)) 2

No.	資料ページ	質問	回答	関連No.
1-1	P9～P10	小売電気事業者のシステム上、WebAPIによるデータ取得を行っているが、前日6時以降にステータス2(2回目)を取得した場合のファイルは、最新ファイル1つなのか、前々日16時の1回目のものとの2つになるのか。	同一ファイル名で上書きするので、取得ファイルは最新1つになります。	1-8
1-2	P12	例えば、小売電気事業者は、前日6時までステータス2の再通知を受信できなかったが、前日7時にステータス2が新しく上書きされた場合に、その7時のステータス2を取得して、ステータス3を提出してもよいか。	7時以降のステータス2を使用してもかまいません。ただ、前日6時以降になった場合は、前々日16時のステータス2の発電計画値を使用してもかまわないということにしていますので、一般送配電事業者においては、前日6時を過ぎてからは、再通知をしない扱いとしています。	1-10
1-3	P9～P10	過去には、配分誤りなどで、前々日16時以降においてもステータス1からやり直す場合があったが、ステータス2の再通知導入以降は、ステータス1を再提出する必要はなくなると理解してよいか。	明らかに大きな桁違いがある配分間違いの場合は、ステータス1からやり直す処置を完全には払拭できないが、そうでない場合は、前日6時まで再通知するので、ステータス1を再提出することはなくなるケースもあります。	
1-4	P9～P10	2回目のステータス2の値が誤っていた場合はどう対処すればよいか。	誤っていた場合には一般送配電事業者に問合せし、対応内容を協議するようにしてください。	
1-5	P12	一般送配電事業者が6時を過ぎて7時にステータス2を再通知した場合に、小売電気事業者は間に合わないため、前々日16時のステータス2でステータス3を提出した際、システム登録日時の不一致により広域機関は受け付けNGにならないのか。	ご指摘どおり、システム登録日時のズレでエラーとなります。しかし、一般送配電事業者は、前日6時を過ぎた場合に再通知をしないという運用を行うので、前日7時頃にステータス2の再通知をすることはないと考えています。	1-10
1-6	P12	小売電気事業者のシステムトラブル等で、前々日16時のステータス2の取得はできたが、前日6時のステータス2の再通知が取得できなかった場合の対処は。	広域機関システムでは、前日6時再通知のシステム登録日時を保持しているため、その時刻後の日時に更新されたステータス3を提出しなければシステムエラーとなります。したがって、小売電気事業者の都合で前日6時のステータス2が取得できなかった場合は、エリアの一般送配電事業者にお問い合わせいただき、何らかの手段でステータス3を提出してください。	

Q&A② (2019年12月20日 説明会当日 (第1部)) 3

No.	資料ページ	質問	回答	関連No.
1-7	P9~P10	これまで、小売電気事業者がステータス3を提出した以降は、ステータス3の出し直しはできなかったが、今回の変更で、ステータス3を複数回提出できるようになったのか。	ステータス3を複数回提出できるような対応はしておりませんので、ステータス3提出後のステータス3の出し直しは、個別対応になります。	

Q&A③ (2019年12月20日 説明会当日 (第2部))

No.	資料ページ	質問	回答	関連No.
2-1	P16	小売電気事業者は、非変動電源の計画変更をするために、前日2時までにステータス1(2回目)を提出したにも関わらず、前日6時以降にステータス2(2回目)が取得できない場合は、どうしたらよいか。	システム登録日時が既に更新されているため、前々日16時のステータス2を使用してステータス3を提出するとエラーとなります。この場合は、一般送配電事業者が2回目のステータス2を提出する必要があるため、エリアの一般送配電事業者へ連絡して、2回目のステータス2を提出していただくようにしてください。	2-6
2-2	P14	インバランス価格が回避可能費用の精算であれば、小売電気事業者からすれば、非変動電源の計画変更の動機付けにはならないのではないかな。	確かにそうではあるが、大きな桁違いの修正も視野に入れて、計画変更による是正を追加しています。	
2-3	P14	非変動電源におけるFIT特例①で発生する小売電気事業者のインバランスの精算方法は。	FIT特例①におけるインバランスリスクは、小売電気事業者が負わない制度のため、発生いたしません。	2-8
2-4	P16	非変動電源の変更を、前日2時以降にしたい場合の対応は。	インバランスの削減という目的では、前日2時以降の対応は基本的には行いません。しかし、明らかにデータの桁数を間違えたなどの場合は、変更される時刻にもよりますが、エリアの一般送配電事業者に対応可能かどうか確認し、対処してください。	

Q&A④ (2019年12月20日 説明会当日 (第3部))

No.	資料ページ	質問	回答	関連No.
3-1	P19	「小売電気事業者が、FIT特例①の自然変動電源の発電計画を、売れ残りを控除した計画に変更する」ことが定められたとあるが、控除してもよいということか、控除しなければならないということか、どちらなのか。	「控除しなければならない」ということになります。	
3-2	P28	スポットの売れ残りは、トータルでしかわからないため、自然変動電源以外の売れ残りは、自然変動電源の枠内で控除してよいか。	自社需要の予測ズレは、インバランス対応となりますので、FIT特例①自然変動電源の控除対象外となります。したがって、自社需要超過分を前日スポット市場に入札したが部分約定となった場合の売れ残りは控除できますが、それ以外の計画内不一致は、ゲートクローズまでに解消していただく必要があります。	3-8
3-3	P30	自然変動電源の売れ残りで、発電計画値を控除したいが、系統コードが多い場合に、どの系統コードから控除すればよいか。	系統コードについては、任意でかまいません。また、太陽光、風力のどちらで控除していただいてもかまいません。	
3-4	P30	FIT特例①の自然変動電源とFIT特例①の非変動電源が同じ0.01円/kWhで部分約定した場合、控除対象は、FIT特例①の自然変動電源が対象か。	そのとおりです。	3-20
3-5	P19	「再エネ抑制が発生しているエリアに係わらず…」と敢えて記載されているのは、システム的な制約からか。0.01円/kWhで入札したが売れ残れば、再エネ抑制が発生していないエリアにおいても、同様の是正をしなければならないのか。	P20に示してるとおり、「第35回制度設計専門会合」において、発電量をコントロールできない電気の限界費用は0.01円/kWhで入札することが整理されているからです。再エネ抑制が発生していないエリアにおいては、可能性は低いかも知れませんが、売れ残った場合は、同様の是正をしてください。	3-10 3-18
3-6	P19	小売電気事業者の中には、JEPXの非会員であるが、発電販売計画を提出している事業者がいるが、この場合に、市場に売ることはできないが他の小売電気事業者との間で買取契約をしている場合は市場に売る必要はないか。	他社に売る契約がある場合は、自社需要の範囲であるため、問題ありません。	

Q&A⑤ (2019年12月20日 説明会当日 (第3部)) 6

No.	資料ページ	質問	回答	関連No.
3-7	P19	沖縄エリアについてはスポット取引での入札ができないが、余剰が発生した場合は需要に合わせて計画を控除して提出することで問題ないか。	問題ありません。	
他-1	P33	広域機関への問い合わせ窓口がメールアドレスのみであるが、急な場合は電話連絡できないのか。	かなりの事業者数を相手にしているため、メールでお願いいたします。どうしても緊急を要する場合は、メール本文中とメールタイトルに「至急」等を付けていただくことで、随時対応いたします。	
他-2	P33	計画値同時同量の制度のもとでは、小売電気事業者は需要調達計画を提出するのが義務であって、発電販売計画に携わることは無いと思っていたが、FIT特例①に関して小売電気事業者は、需要調達計画と発電販売計画の両方を提出しなければならないのか。	義務があるわけではなく、一般送配電事業者と発電量調整供給契約を締結した事業者は、小売電気事業者であっても発電販売計画を提出していただいているのが現状です。FIT特例①が配分されれば、それに応じた発電販売計画を提出していただく必要があります。	
他-3	P33	発電販売計画の事は資料に記載しているものの、需要調達計画は影響しないと考えてよいか。	需要調達計画に関しては、ルール上の変更はありません。しかし、発電販売計画の変更に連動して需要調達計画の数値が変更になる場合は当然あります。	

Q&A⑥ (2019年12月26日 説明会当日 (第1部)) 7

No.	資料ページ	質問	回答	関連No.
1-8	P12	ステータス2とステータス2の再通知とは、画面上の表示などでの認識はできるのか。また、ステータス2の再通知を複数回行うことはあるか。	上書きなので、ファイル名は変わりません。再通知ファイルかどうかは、ファイルのシステム登録日時で判断していただくことになります。また、基本的には、ステータス2の再通知を何度も行うことはありません。	1-1
1-9	P11	ステータス3提出禁止時間帯に、誤って提出した場合はどうなるのか。	広域機関システムは、受け付けします。その際、前々日16時のデータで受け付けします。このような事が意図的に何度も行われる場合は、不適切な発電計画を提出したとみなして、広域機関の業務規程に基づく社名公表、指導、勧告等が行われる可能性があります。	
1-10	P11	ステータス2の再通知が前日6時前になっても、来ない場合の小売電気事業者の対応は。	前日6時までには、必ず再通知する運用となっていますので、小売電気事業者が行うステータス3の提出は6時以降をお願いします。ただし、資料P12記載の通り、前日6時を過ぎてもステータス2の再通知を受信できない場合、前々日16時のステータス2の発電計画値でステータス3を提出してください。	1-2 1-5
1-11	P11	前々日16時のステータス2と前日6時のステータス2再通知との発電予測の正確性はどうか。	正確性を具体的に示すことは困難ですが、実需給に近い時間帯の予測値を用いる方が一般的に予測誤差は小さくなります。例えば、前々日での予測が雨で、前日での予測が晴になれば大きく変わると思います。前々日16時に一回目の通知を行うのは、前日6時の再通知ができないなど、万一のトラブル時のリカバリーのためです。	
1-12	P9	各一般送配電事業者における再通知は、各社何時のデータや天気予報を活用し、どのような予想をしているのか。また、公表するのか。	広域機関は、把握していません。各一般送配電事業者に委ねられています。	

Q&A⑦ (2019年12月26日 説明会当日 (第2部)) 8

No.	資料ページ	質問	回答	関連No.
2-5	P15	非変動電源の計画変更時の手順に関して、小売電気事業者が行う前日2時までのステータス1の再提出は、上書きで問題ないか。	ステータス1の再提出は、上書きで問題ありません。	
2-6	P15	非変動電源の計画変更時の手順に関して、朝6時まで一般送配電事業者からステータス2が再提出されなかった場合は、小売電気事業者としてどのような対応をとればよいか。	ステータス2が再提出されないのは、何らかのトラブルが発生しない限り起こらない稀頻度の事象ではありますが、それでもステータス2が再提出されない場合は、エリアの一般送配電事業者に要請していただき、個別対応をお願いします。	2-1
2-7	P15	一般送配電事業者は、前日6時以降にステータス2を再提出する可能性はないのか。	一般送配電事業者は、前日6時を過ぎての再通知は行わない整理にしています。これは、再通知の行為にシステム的なロックがかかるのではなく、一般送配電事業者の運用で行うこととしています。	
2-8	P15	小売電気事業者は、非変動電源においても、必ず毎日前日2時までに見直さなければならないのか、見直しは事業者任せでよいか。	「見直してもよい」ということです。FIT特例①のインバランスは一般送配電事業者が対処します。	2-3

Q&A⑧ (2019年12月26日 説明会当日 (第3部)) 9

No.	資料ページ	質問	回答	関連No.
3-8	P27	自然変動電源と非変動電源を含めた発電計画の全量を需要調達計画へ充当したうえで、需要BGがスポット市場へ入札するケースにおいて、部分約定した場合、どの電源が余ったかというのは、小売電気事業者が把握するのか。	小売電気事業者の判断で、自然変動電源の余剰分だけを控除してください。それ以外の計画内不一致は、ゲートクローズに向けて是正してください。	3-2
3-9	P27	需要の変更は需要BG単位で行うのか。	需要BG単位で行ってください。	
3-10	P27	需要計画を上回るFIT特例①の自然変動電源の発電計画を0.01円/kWhで入札するのは強制なのか。また、0.01円/kWhで入札しているかどうかを取り締まることになるのか。	P20に示しているとおり、「第35回制度設計専門会合」において、発電量をコントロールできない電気の限界費用は0.01円/kWhで入札することが整理されています。	3-5
3-11	P27	スポット売れ残りがどの電源であるかということに関して、小売電気事業者において、火力等の従来電源が売れ残ったという認識をすれば、計画値を下げる必要はないという認識でよいか。	火力等の従来電源の余剰分に関しては、従来通りゲートクローズまでに計画内不一致を解消していただくことで構いません。	
3-12	P27	自然変動電源のスポット売れ残りに関して計画値を下げる行為は、前日12時の翌日計画提出までに是正すればよいか、あるいは前日ステータス3で是正すればよいか。	前日12時までにステータス3で是正してください。	
3-13	P27	発電計画上で自然変動電源の売れ残り量を控除しても、実際の発電量が減少するわけではないので、結果的に余剰インバランスが大きくなるのでは。	FIT特例①なので、小売電気事業者のインバランスには関係ありません。	

No.	資料ページ	質問	回答	関連No.
3-14	P27~28	一般送配電事業者の立場で考えた場合、自然変動電源の控除量は、再エネ出力抑制にも関連すると思われるが、一般送配電事業者が把握できているのか。	スポット入札断面では、再エネ出力抑制指示は出ていないため、一般送配電事業者が行う再エネの出力抑制量には無関係であり、把握できていません。これにより発生したインバランスは一般送配電事業者が対処することとなります。	
3-15	P27~28	ステータス3提出時から実需給までは時間があるため、小売電気事業者の立場としても自社需要を調整して自然変動電源の変動分を取り込む努力をすることは考えている。この場合は、自社需要を増加させることにより、自然変動電源のスポット売れ残り相当量を全て取り込むことは、制度上問題ないのでは。	売れ残り相当量を自社需要の増加で吸収する行為は、合理的な予測に基づいた需要計画の作成といえません。自社需要の予測誤差は、インバランスで対応すべきものであり、ゲートクローズまでに計画を是正していただく必要があります。 今回、P27でお願いしているのは、一般送配電事業者が行う小売電気事業者への自然変動電源の配分に対して、余った分を前日12時までには是正してくださいということです。	
3-16	P28	広域機関は、売れ残り量の妥当性を後日チェックする可能性はあるのか。	広域機関のみならず、電力・ガス取引監視等委員会や資源エネルギー庁など、関係機関が連携して監視し、繰り返し違反している場合は、注意喚起していくこととなります。	
3-17	P28	FIT特例①自然変動電源の売れ残り量が、取引所の最低取引単位では全量控除できないと思うが、端数の丸め処理は小売電気事業者の判断でよいか。	小売電気事業者の判断となります。	
3-18	P19	「再エネ抑制が発生しているエリアに係わらず…」と記載されているが、九州等の再エネ出力抑制が発生しているエリアだけでなく、全エリア対象ということによいか。	全エリアが対象です。P20に示してるとおり、「第35回制度設計専門会合」において、発電量をコントロールできない電気の限界費用は0.01円/kWhで入札することが整理されています。	3-5

Q&A⑩ (2019年12月26日 説明会当日 (第3部)) 11

No.	資料ページ	質問	回答	関連No.
3-19	P19	自社需要には、火力等の従来電源と自然変動電源を合わせた供給力を充当することになるが、余剰が火力電源なのか、自然変動電源なのかの判断は小売電気事業者に委ねられているのか。	小売電気事業者の判断となりますが、一般的にはメリットオーダーの原則に立てば、限界費用の安い電源から自社需要に充当されると考えます。	
3-20	P19	自然変動電源が自社需要の範囲内であれば、0.01円/kWhでスポット市場へ入札する必要はなく、自社需要を超える自然変動電源の部分は、0.01円/kWhでスポット市場へ入札しなければならないということか。	自社需要の範囲内であれば、0.01円/kWhでなくても構いません。自社需要を超える自然変動電源の部分は、0.01円/kWhで入札するとともに、約定しなかった場合の控除も自然変動電源のみとなります。火力等は従来通りで、限界費用割れの入札は求めています。	3-4